

## 北はりま消防組合自動販売機設置事業者募集要項

北はりま消防組合は、西脇消防署(兵庫県西脇市野村町1796番地の502)における自動販売機の設置を計画しております。

つきましては、自動販売機を設置する意向があり、北はりま消防組合の設置条件を満たし、遵守していただける設置事業者を募集します。

### 1 募集物件

#### 物件一覧

| 設置場所<br>(別紙資料) | 台数 | 使用料の最低料率<br>(月額・税抜き)  | 販売品目及び特記事項  |
|----------------|----|-----------------------|---|
| 屋外             | 1台 | 毎月の自動販売機の<br>売上金額の15% | ・密閉式清涼飲料水等(酒類を除く)<br>・自動販売機のサイズ<br>幅180cm以内<br>奥行90cm以内<br>高さ190cm以内とする |

※ 自動販売機設置スペースは、別紙資料で確認してください。なお、設置スペースは、放熱スペースを含みますが、容器回収箱設置スペースは含みません。

また、設置場所の基礎等は、設置事業者で行うこと。

※ 密閉式は、缶、ビン、ペットボトル又は紙パックで密閉された容器とすること。

### 2 応募資格要件

次の要件を全て満たす場合に限り応募することができます。ただし、要件(1)及び(2)については、いずれかを満たす場合とします。

- (1) 北はりま消防組合管内に本社、本店、支店若しくは営業所を有する法人又は北はりま消防組合管内で事業を営んでいる個人であること。
- (2) 北はりま消防組合の署所において、2年以上の自動販売機の管理・運営実績を有していること。
- (3) 北はりま消防組合の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 直近の1年間において、国税及び地方税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。

### 3 設置条件

#### (1) 使用料等

##### ア 使用許可の期間

使用許可の期間は、許可の日から3年間とします。許可の更新については、北はりま消防組合が認めた場合は、これを更新できる。

##### イ 使用料（月額）

北はりま消防組合が定めた使用料の最低料率以上で、提案のあった料率に毎月の自動販売機の売上金額の総額を乗じて得た額（1円未満切捨て）を月額の使用料とします。

##### ウ その他必要経費等

自動販売機の設置・撤去（原状回復に要する費用を含む）等に係る費用及び維持管理費用は、全て設置事業者の負担とします。ただし、電気料金は、北はりま消防組合が負担します。

##### エ 自動販売機の仕様等

(ア) 消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とすること。

(イ) ユニバーサルデザインを有する仕様であること。

##### オ 安全対策

(ア) 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS規格）、「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

(イ) 食品衛生

「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）及び「自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領」（業界自主基準）等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすこと。また、商品販売に必要な営業許可が必要な場合は、その許可を受けること。

(ウ) 防犯

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自動販売機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会作成）を遵守し、犯罪防止に努めること。

##### カ 使用済み容器の処理

(ア) 回収ボックスの設置

設置者は、自動販売機脇に2個設置すること。

(イ) 回収ボックス

・素材は、プラスチック製又は金属製とすること。

- ・容積は、回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから使用済み商品容器が溢れたり、周囲に散乱しない十分な収容容積とすること。

- ・収容済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ゴミの混入防止を図ること。

(ウ) 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）等、関係法令に基づいて設置事業者が適正に処理すること。

キ 自動販売機の設置及び管理運営

(ア) 設置事業者において、商品の補充及び変更、消費期限の確認、売上金の回収及び釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを行うこと。

(イ) 設置事業者において、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

(ウ) 設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

(エ) 商品の補充においては、商品が品切れにならないよう随時補充すること。

ク 販売価格

販売価格は、標準販売価格よりも30円低い価格とすること。

(2) 設置工事等

ア 自動販売機の設置は、北はりま消防組合と協議のうえ実施していただきます。

イ 設置は、使用許可後とします。

ウ 電気配線は、整備済みです。また、電気メーターの設置は不要です。

※事前に設置場所の確認をお願いします。

(3) その他の事項

ア 使用許可の条件を順守すること。

イ 販売実績報告を毎月、北はりま消防組合に提出すること。(任意の様式とする。)

ウ 使用料を毎月、北はりま消防組合の請求に応じて納付すること。

4 応募申込手続き

(1) 申込受付期間

平成30年4月17日（火）から平成30年4月27日（金）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 申込受付場所

本要項「8 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

(3) 申込方法

直接持参してください。郵送等での受付は行いません。

(4) 申込みに必要な書類

申込時には次の書類を提出してください。

ア 北はりま消防組合自動販売機設置事業者応募申込書（様式第1号）

イ 北はりま消防組合の管理・運営実績（様式第2号）

ウ 使用料の料率提案書（様式第3号）

エ 誓約書（様式第4号）

オ 国税及び地方税に係る直近1年分の納税証明書又は未納がないことが確認できるもの。（写し可）

カ 設置予定の自動販売機のカatalog（寸法、消費電力のわかるもの）

キ 事業概要

〈法人〉会社概要のパンフレット

〈個人〉創業日、事業内容等（任意様式）がわかるもの

(5) 留意事項

申請者が次の要件に該当した場合は、その者を審査の対象から除外します。

ア 申込書類に虚偽または不正があった場合

イ 申込書類提出期限までに所定の書類が整わなかった場合

ウ その他不正な行為があったと北はりま消防組合が認めた場合

(6) 申込書の取扱

ア 返却

一度提出された書類は、返却しません。

イ 申込みの辞退

申込後、辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(7) 申込みに当たっての費用負担

申込みに当たって必要となる費用は、すべて申込者の負担とします。

(8) 募集内容に関する質問について

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受付します。

ア 質問の受付期間

平成30年4月17日（火）から平成30年4月20日（金）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

#### イ 質問の受付方法

募集要項の内容等に関する質問は質問書（任意様式）に記入の上、ファックスにより提出してください。なお、未着などを防ぐため提出後、必ず電話により到着の確認をしてください。到着確認がない質問は無効とします。

#### ウ 提出先

本要項「8 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

#### エ 回答方法

応募の公平を期するため、申請者すべてに対し一斉に回答します。

募集要項の内容等に関する質問及びその回答は、その後の申込みの内容や審査事項に反映されることから、基本的には電話等による質問にはお答えできません。

ただし、手続きに関する内容については、お答えできることもありますので、お問合せください。

なお、内容によっては、回答に時間を要する場合があります。

#### オ 回答期日

平成30年4月24日（火）の期日までに順次回答します。

### (9) 説明会

募集要項の説明会は実施しませんが、設置場所の事前確認については、日時を事前に連絡し、北はりま消防組合の許可を受けてから、現地確認を行ってください。

#### ア 事前確認期間

平成30年4月17日（火）から平成30年4月20日（金）まで

各日とも午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

#### イ 連絡先

本要項「8 申込書類等提出及び連絡先」に同じ。

## 5 審査及び選定に関する事項

北はりま消防組合は、申請者から提出された申込み内容等について、企画財政課による資格審査を経て、北はりま消防組合が設定する使用料の最低料率以上の率で、最も高い料率で申込みを行った者を設置予定事業者とします。なお、最高となる料率を提案した者が2者以上あるときは、当該申込者立会いのもと、くじによる選定となりますので、その際には、当該申込者に電話連絡を行います。

## 6 決定までのスケジュール

### (1) 募集期間

- |                |                       |
|----------------|-----------------------|
| ア 募集の開始        | 平成30年4月17日            |
| イ 設置場所の事前確認    | 平成30年4月17日～平成30年4月20日 |
| ウ 質問期間         | 平成30年4月17日～平成30年4月20日 |
| エ 質問の回答期日      | 平成30年4月24日            |
| オ 申込受付期限       | 平成30年4月27日まで          |
| (2) 設置予定事業者の決定 | 平成30年5月2日             |
| (3) 使用許可       | 許可日から                 |

## 7 設置予定事業者の取消し

使用許可の日までに次に掲げる事項に該当するときは、その決定を取り消すことがある。

- (1) 設置予定事業者が、「2 応募資格要件」に掲げる資格要件を欠くに至ったとき。
- (2) 著しく社会的信用を損なう等により、設置事業者として相応しくないと認められるとき。
- (3) その他、本要項に定める条件を満たさなくなったとき。

## 8 申込書類等提出及び連絡先

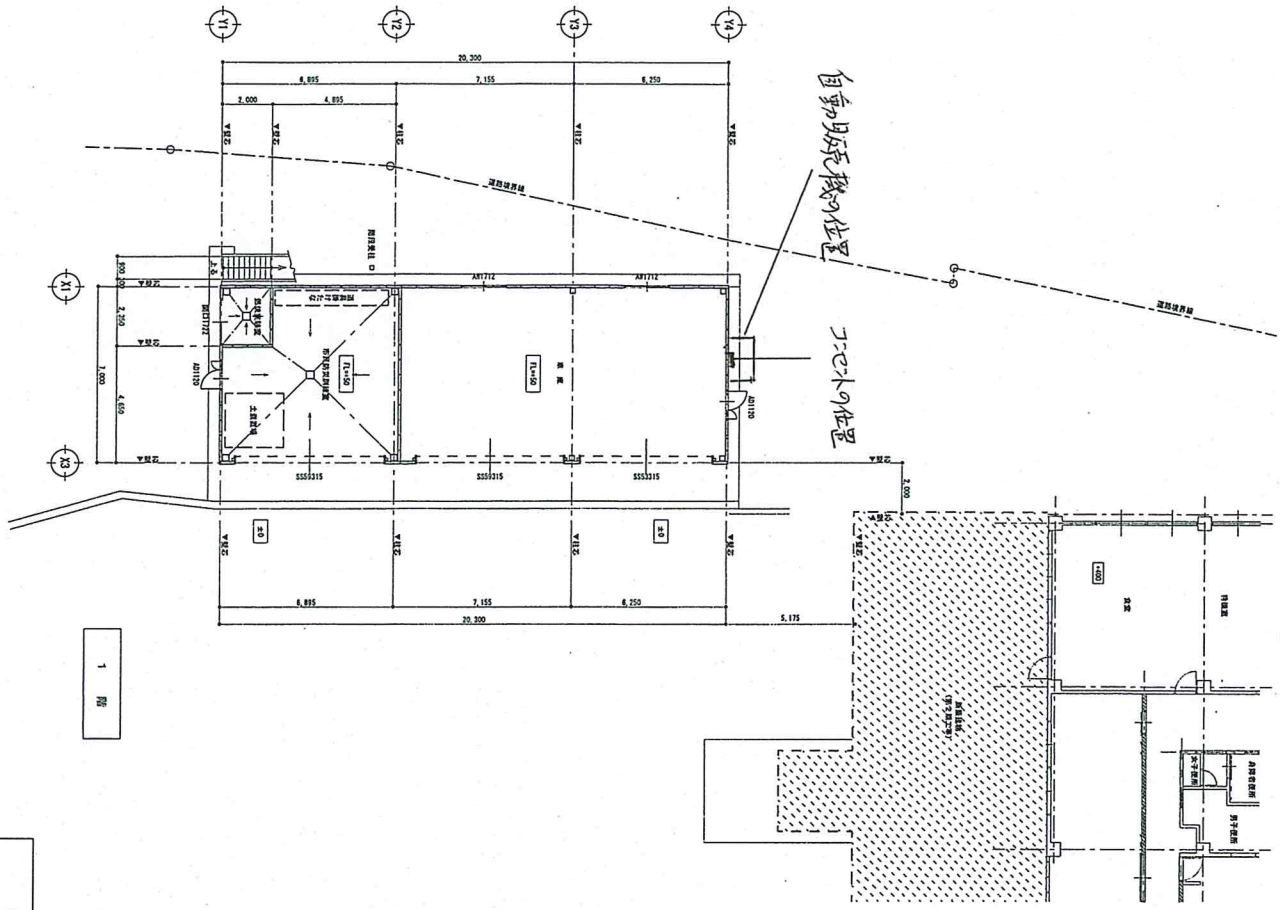
北はりま消防本部 消防部企画財政課

〒679-0054

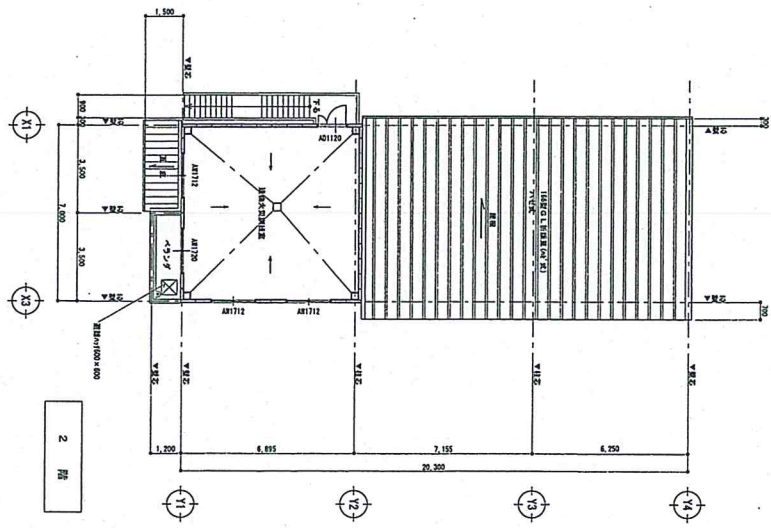
兵庫県西脇市野村町1796番地の502

電話 0795-27-8121 (直通)

FAX 0795-27-8124

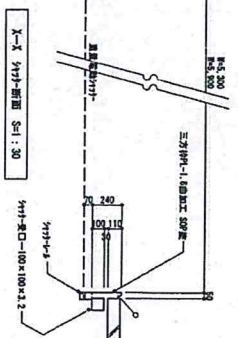
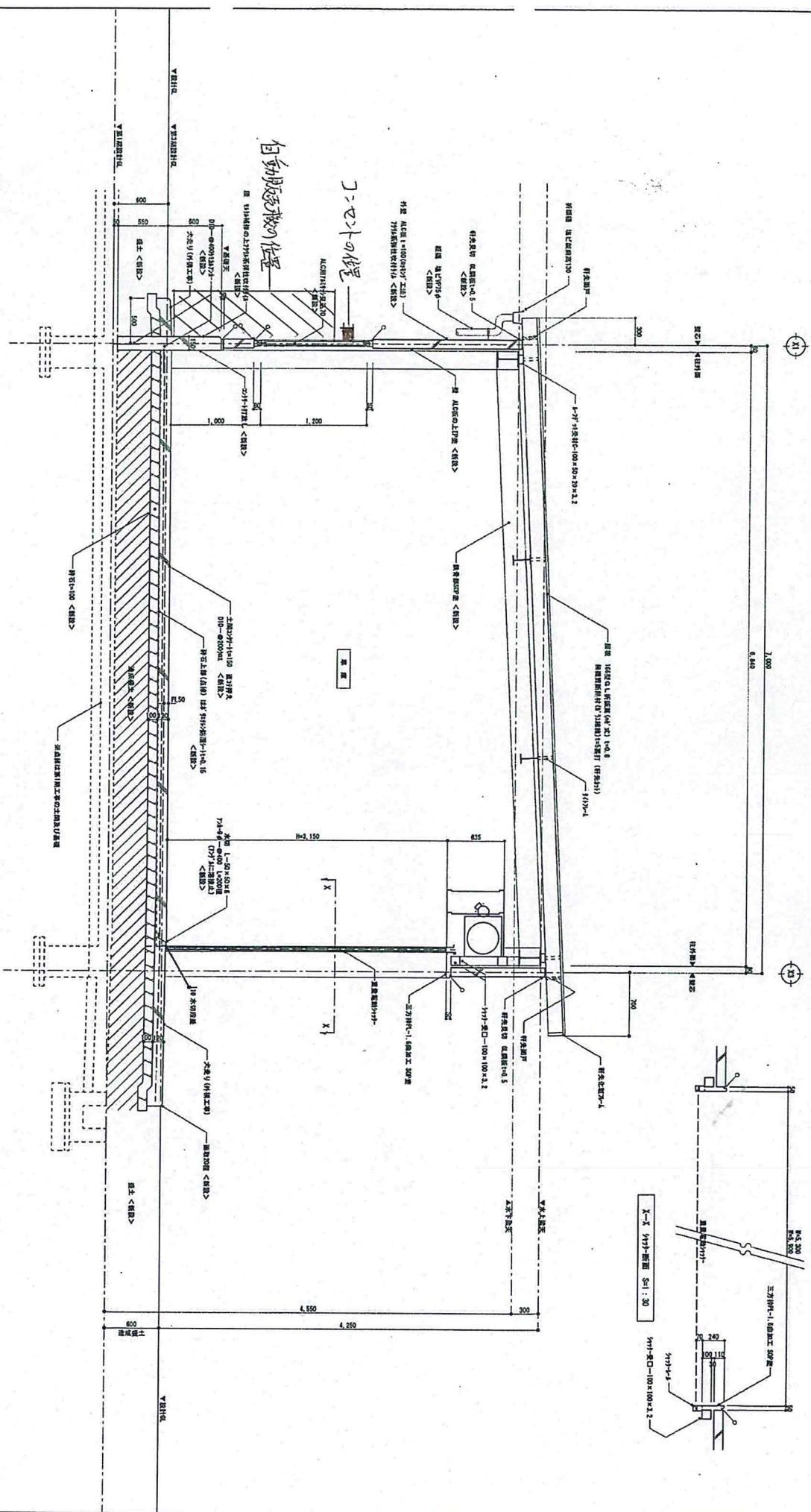


第3期 東棟 平面図 S=1:150



2 期

|                            |          |            |      |
|----------------------------|----------|------------|------|
| 平成28年度 西脇消防署庁舎耐震改修及び増設改築工事 |          |            |      |
| [附属棟・改修] 平面図               |          |            |      |
| SCALE                      | DRAWN BY | CHECKED BY | DATE |
| 1/100                      |          |            | H28  |
| 北はりま消防組合                   |          |            |      |
| DRAWING NO. B-12           |          |            |      |
| Paper Size: A2             |          |            |      |



※<断熱>は防火性能のあるものとすること。  
 ※断熱材は燃焼性能等級がLVTの非燃焼系 (000/0/0) であること。  
 第3期 車庫 屋根図 2 S-1 : 30

|                             |         |
|-----------------------------|---------|
| 平成28年度 西松浦消防署庁舎耐震改修及び増設改築工事 |         |
| 図面種別・改訂                     | スケール    |
| 屋根図(2)                      | 1/30    |
| 作成者                         | チェック者   |
| SHIMIZU                     | CHIKADA |
| DATE                        | DRAWING |
| H.28                        | B-16    |
|                             | Page    |
|                             | 12/28   |

北はり表消防組合